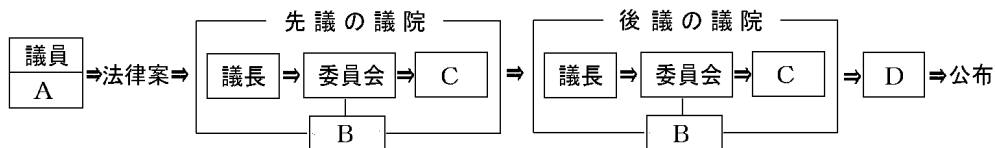


第 6 章	国会	名前:	日 付	No.03

[問題 1]

下の図を見て、次の各問いに答えなさい。



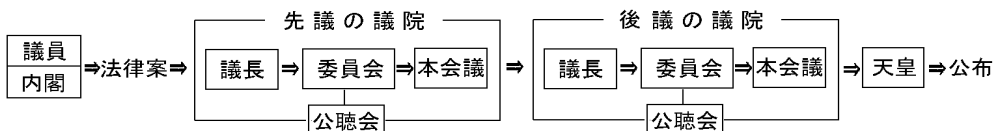
- (1) 図中の A は、法律案や予算案をつくって国会に提出できるところです。A にあてはまる語句を書きなさい。
- (2) 図中の B は、重要な法律案や予算の審議のとき、専門家や国民の意見を聞くため、委員会で開かれるものです。B にあてはまる語句を書きなさい。
- (3) 図中の C、D にあてはまる語句をそれぞれ書きなさい。
- (4) 委員会や C で法律案などを可決するためには、どれだけの賛成が必要です。次の空欄にあてはまる語句を書きなさい。

(①)議員の(②)の賛成が必要

[解答欄]

(1) 内閣	(2) 公聴会	(3) C 本会議	D 天皇
(4) ①出席	②過半数		

[解説]



法律案は国会議員または内閣によって、どちらかの議院に提出される。法律案はほとんどの場合内閣から提出される。議員提出の法律案を、特に議員立法という。

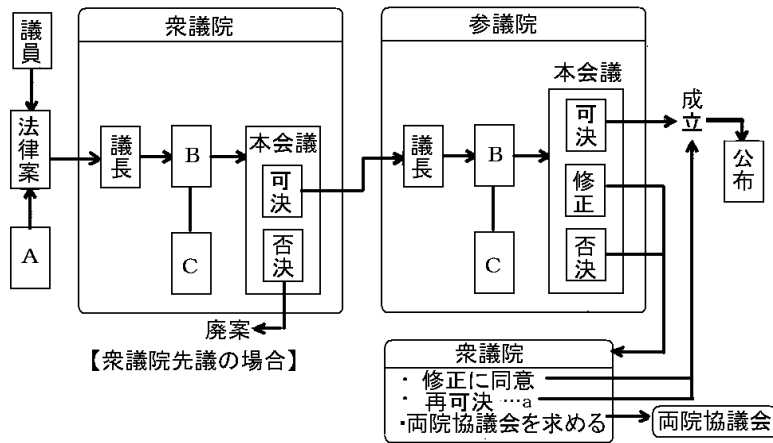
提出された法律案は、専門の委員会で審議され、場合によっては専門家や国民の意見を聞く公聴会が開かれることもある。その後、法律案は、本会議に移されて審議・議決が行われる。委員会や本会議で法律案が可決されるためには、出席議員の過半数の賛成が必要である。可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり天皇によって公布される。

(天皇による法律の公布は、形式的な国事行為の1つで、天皇に公布を拒否する権限はない。)

衆議院が可決した法律案について、参議院が異なった議決をした場合、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは法律となる(衆議院の優越)。

[問題 2]

法律が成立するまでについてあらわした下図を見て、以下の各問いに答えなさい。



- (1) 図中の A～C にあてはまる語句を書きなさい。
- (2) 図中の a について、再可決するときの条件を書きなさい。
- (3) 法律が成立した後、公布するのは誰ですか。

[解答欄]

(1)A 内閣	B 委員会	C 公聴会
(2) 出席議員の 3 分の 2 以上の賛成	(3) 天皇	

[問題 3]

次の文を読んで、各問いに答えなさい。

法律案は、(①)または内閣によってどちらかの議院に提出される。提出されたのち、専門の(②)で審議される。このとき専門家や国民の意見を聞く(③)が開かれることもある。法律案はその後、(④)で審議・議決される。ここで可決された法律案は、もう一方の議院に送られ、同じ手続きを経て、可決されれば、法律が成立する。両議院で異なった議決をした場合は、(⑤)が開かれて合意するか、(⑥)院の再議決で3分の2以上の多数で可決されない限り、法律とならない。

(1) ①～⑥の()にあてはまる語句を、次の[]の中から選びなさい。

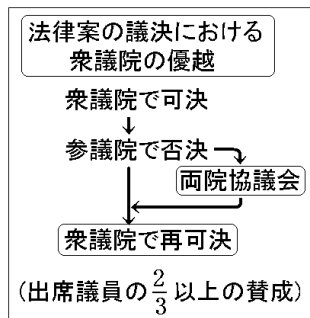
[公聴会 委員会 本会議 両院協議会 衆議 参議 国会議員 国民]

(2) 文中の下線部のように、⑥院に強い権限が与えられているしくみを何といいますか。

[解答欄]

(1)①国会議員	②委員会	③公聴会	④本会議
⑤両院協議会	⑥衆議	(2) 衆議院の優越	

[解説]



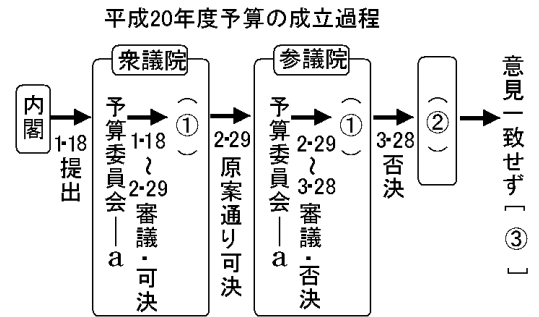
法律案が、衆議院で可決されて、参議院で否決された場合、衆参両議院の代表者による両院協議会を開いて意見の調整を行うことができる。(法律案の場合は、両院協議会を必ず開かなければならないわけではない。)

また、衆議院で出席議員の3分の2以上で再可決した場合は法律が成立する。なお、衆議院が可決した後、参議院が国会休会中の期間を除いて60日以内に議決しないときには、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

[問題 4]

次の各問いに答えなさい。

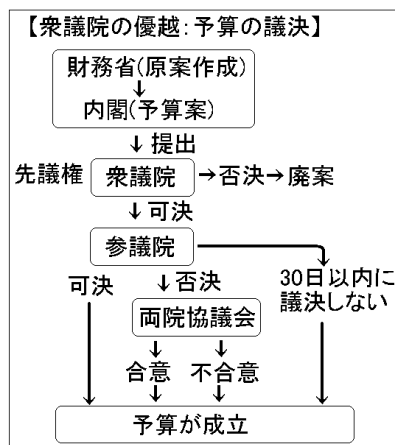
- (1) 右の図の①、②にあてはまる語句を書きなさい。
- (2) 図中の a は、専門家から意見を聞くために開かれる会です。
何という会ですか。
- (3) ③にあてはまる文を、次から 1 つ選びなさい。
ア 衆議院で3分の2以上の多数で再び可決して成立する。
イ 衆議院の議決が国会の議決となって成立する。



[解答欄]

(1)① 本会議	② 両院協議会	(2) 公聴会	(3) イ
-----------------	----------------	----------------	--------------

[解説]



予算案を提出できるのは内閣のみである。法律と違って議員が提出することはできない。予算の原案は財務省が作成し、内閣が国会に予算案を提出する。

予算はまず衆議院に提出される。これを**予算の先議権**という(法律案の場合は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわない)。衆議院では、まず予算委員会で審議・議決を行った後、本会議で審議・議決を行う。衆議院で可決された予算案は参議院へ送られる。参議院でも予算委員会→本会議と審議・議決がおこなわれる。

予算案の議決について、憲法 60 条 2 項は「予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、**両議院の協議会**を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて **30 日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。**」と**衆議院の優越**を定めている。予算や内閣総理大臣の指名については、否決されたままではすまされない重要事項なので、法律案の場合よりも、衆議院の優越を強くしている。

[問題 5]

国会では衆議院の権限を重くしているが、これを何というか。また、下の文はその事項についての文である。()に適する語句や数字を答えよ。

- ・法律案：参議院が異なった議決をしたとき、衆議院で出席議員の(①)以上の多数で再可決すれば法律となる。
- ・予算・条約の承認：参議院が異なった議決をした時、(②)を開き意見が不一致のとき、衆議院の議決が国会の議決となる。

[解答欄]

衆議院の優越	①3 分の 2	②両院協議会
--------	---------	--------

[解説]

(衆議院が優越する場合)

議決事項	議決結果	衆議院の優越
法律案の議決	参議院が衆議院と異なった議決をしたとき。 衆議院が可決した法案を参議院が 60 日以内に議決しないとき。	衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上の賛成で再可決。
予算の先議	予算は先に衆議院で審議される。	
予算の議決 条約の承認	参議院が衆議院と異なった議決をし、両院協議会で話し合っても意見が一致しないとき。 衆議院が可決した予算等を参議院が 30 日以内に議決しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
内閣総理大臣の指名	衆参両院で異なった指名をした場合、両院協議会で話し合っても意見が一致しないとき。 衆議院が指名の議決をした後 10 日以内に参議院で指名しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
内閣不信任決議	内閣の不信任決議の議決権は衆議院のみに認められる。	

(衆議院と参議院が対等である場合)

憲法改正の発議、国政調査権、裁判官の弾劾裁判、決算の承認
